

監 査 報 告 書

令和 7年 5月14日

学校法人 大 淀 学 園
理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

監 事 野 中 久 義



監 事 黒 木 健 二



私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人大淀学園寄附行為第15条の規程に基づき、学校法人大淀学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

1. 監査方法

- (1) 業務についての監査は、理事会及び評議員会に出席したほか、理事長等から業務の執行状況等を聴取するとともに、関係書類等の確認等必要と認められる方法を実施して、業務の妥当性を検討いたしました。
- (2) 財産状況についての監査は、重要な決裁書類等を閲覧し、公認会計士と連携し、法人の業務及び財産の状況を調査しました。公認会計士から会計監査の報告及び説明を受け、財産目録及び計算書類につき検討をいたしました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人大淀学園の業務及び理事の業務執行は適正であり、計算書類等は当該年度末における財産の状況を適正に表示していると認めます。
- (2) 学校法人の業務及び理事の職務遂行又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する事実はないものと認めます。

以 上